明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○厚生労働省設置法第十六条第九項の規定による国立ハンセン病療養所の利用に関する省令の一部を改正する省令（**厚生労働**五五）　一

〔告　示〕

○本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件（**金融庁**五二）　一
○除籍が滅失した件（**法務**二二三、二二四）　二
○分離適格振替国債の元利分離等の申請を行うことができる者を定める件の一部を改正する件（**財務**一五〇）　二
○平成二十三年度幼稚園教員資格認定試験を実施する件（**文部科学**八一）　三
○平成二十三年度小学校教員資格認定試験を実施する件（**同**八二）　三
○平成二十三年度特別支援学校教員資格認定試験を実施する件（**同**八三）　三
○薬事法施行規則第十二条第一項の登録事項を変更した旨を公示する件（**厚生労働**一五一）　三
○森林病害虫等防除法第三条第一項の規定に基づき、同項第一号に掲げる命令をする等の件（**農林水産**八七二）　三
○森林病害虫等防除法第三条第一項の規定に基づき、同項第四号に掲げる命令をする等の件（**同**八七四）　四
○森林病害虫等防除法第三条第二項の規定に基づき、特別伐倒駆除を命ずる等の件（**同**八七五）　四
○森林病害虫等防除法第三条第三項の規定に基づき、補完伐倒駆除を命ずる等の件（**同**八七六）　四
○保安林の指定をする件（**同**八七七）　五
○保安林の指定及び解除をする件（**同**八七八）　五
○保安林の指定を解除する件（**同**八七九～八九四）　五
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**八九五～八九八）　六
○信号符字を点附した件（**国土交通**四四一）　七
○信号符字を取り消した件（**同**四四二）　七
○船舶国籍証書は無効となった件（**同**四四三）　八
○船舶国籍証書を無効とした件（**同**四四四）　八
○海上における射撃訓練等を実施する件（**防衛**一〇四）　八
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称を変更した件（**近畿厚生局**一）　八
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称を変更した件（**九州厚生局**一）　八

〔国会事項〕　九

〔人事異動〕

財務省　愛知県　鳥取県　山口県　愛媛県　沖縄県　川崎市　大阪市　神戸市　九

〔官庁報告〕

国家試験

平成二十三年度土地家屋調査士試験に関する公告（法務省）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁

製造たばこ小売定価、金融商品取引業者の営業所の所在地の確知等、登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止、建築基準適合判定資格者に対する処分関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係

特殊法人等

内閣共済組合定款の一部変更、企業年金基金変更関係

地方公共団体

教育職員免許状失効関係

会社その他

省　令

○厚生労働省令第五十五号

高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）の施行に伴い、厚生労働省設置法第十六条第九項の規定による国立ハンセン病療養所の利用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月二日

厚生労働大臣　細川　律夫

厚生労働省設置法第十六条第九項の規定による国立ハンセン病療養所の利用に関する省令の一部を改正する省令

厚生労働省設置法第十六条第九項の規定による国立ハンセン病療養所の利用に関する省令（平成二十一年厚生労働省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「第十六条第九項」を「第十六条第八項」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○金融庁告示第五十二号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年九月金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十三年五月二日

金融庁長官　三國谷勝範

第一条第二十二号を次のように改める。

二十二　ＢＮＰパリバ証券株式会社

第一条中第三十六号を削り、第三十七号を第三十六号とし、第三十八号から第八十四号までを一号ずつ繰り上げる。

○法務省告示第二百二十三号

福島県須賀川市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十三年五月二日

法務大臣　江田　五月

福島県岩瀬郡白方村大字今泉字町内二百六十番地　吉田　實